

本号で公布された条例のあらまし

職員の退職管理に関する条例（埼玉県条例第七号）（人事課）

一 趣旨

地方公務員法が改正され、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に関して、離職後2年間、現職職員への働きかけを禁止するなど、退職管理に関する規定が設けられた。退職管理の適正の確保を図るため、法で条例事項とされたものについて定めるものである。

二 内容

- (一) 離職した日の5年以上前に副部長級・課所長級（国の部課長相当職）の職に就いていた者は、離職後2年間、当該職の職務に属する契約等事務について、現職職員に対し、働きかけをしてはならない。
 - ※ 部長級については、地方公務員法で規制されている。
- (二) 課所長級以上の職に就いていた者は、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合、その再就職先の名称等を届け出なければならない。

三 施行期日

平成二十八年四月一日